

## 第 53 回財務省 NGO 定期協議 議事録

◆日時：2012 年 12 月 17 日 15:00～

◆会場：財務省 4 階 国際会議室

### ◆議題

#### NGO からの議題

1. IMF 世界銀行年次総会における「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」アジェンダのフォローアップについて
2. 世銀による農業投資における、土地収奪抑止策について
3. 世界銀行の第 17 次 IDA 増資とセーフガード政策改訂について
4. 地球環境ファシリティ(GEF)の活動における市民活動・連携・強化について
5. 世界銀行・ADB の対ビルマ（ミャンマー）延滞債務解消と新規融資について
6. JBIC の原発融資について～リトアニア原発建設を例に～

参加者:

#### 財務省側

山崎達雄（国際局長）、武内良樹（大臣官房審議官（国際局担当））

清水茂夫（開発機関課長）、中山隆介（開発企画官）、米山泰揚（開発機関課補佐）、杉浦達也（開発機関課補佐）、谷口肇（開発機関課補佐）、辻木勇二（開発金融専門官）

高橋暁人（開発政策課補佐）、河野真樹（開発政策課補佐）、山岸秀彬（開発政策課補佐）

#### NGO 側

松本悟（メコン・ウォッチ）、山田太雲（オックスファム・ジャパン）、森下麻衣子（オックスファム・ジャパン）、佐々木（オックスファム・ジャパン）、渡辺瑛莉（FoE Japan）、村上正子（高木仁三郎市民科学基金）、アンドレイ・オザロフスキー（国民投票運動）、アイリーン・美緒子・スミス（グリーン・アクション）、大内穂（トランスペアレンシー・ジャパン）、望月章子（アジア開発銀行駐日代表事務所）、堀江由美子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）、石井澄江（ジョイセフ）、開裕香子（世界銀行東京事務所）、狩野怜子（JACSES）、永石諒（JACSES）、田辺有輝（JACSES）

## 議題 1：IMF 世界銀行年次総会における「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」アジェンダのフォローアップについて

山田：

今回は、東京での IMF・世銀総会でユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）がプログラム・オブ・セミナーズという形で議論された。世界銀行と日本政府の間で本件に関する共同研究が行われていることについて、フォローアップの質問をしたい。途上国では未だに保健医療問題が深刻で、MDGs の達成もかなり厳しい状況にある。他方、2016 年以降の国際的な開発枠組みがどうなるかについて既に議論が始まっている。そういった問題認識の中で、WHO に「すべての人々が貧困のリスクにさらされないで必要かつ適切な保健にサービスアクセスできるようになっている状態である」と定義づけられている UHC を目指して様々な議論が行われていることに、私たちは非常に勇気づけられている。最近、世界銀行内でもこの問題、特に利用者負担の問題に関して、何とかしなければという問題認識が高まっており、また我々 NGO 側に関わりのある経歴を持つ方が世界銀行の総裁になったことで、是非とも UHC のアジェンダを貧困層に裨益される形での適切な方向へと、世銀の中で議論を進めて欲しい。また、その議論が世界銀行の中でスポットライトを浴び、多くの出資国の賛同も得ながら世銀が積極的に利用者負担を軽減する方向で取り組んでもらいたい。そういった観点から 4 つの質問を用意した。添付させて頂いた資料は、1 つはキム総裁に宛てた 40 か国、110 団体による共同の英語の書簡で、もう 1 つは市民社会側の IMF 世銀総会でのセミナーの案内である。

MOF 高橋：

まず、質問 1 に関して、UHC の実現については財務省の方でも非常に重要視している。今後の対応については、財務省として、今後の世銀の支援、支援対象国の保健の政策あるいは財政と直面する課題やニーズに応じ、また市民社会や WHO 等の国際保健機関を含む多様なステークホルダーの意見を踏まえ、連携参画を図りつつ支援の計画、実施を行っていききたい。特にステークホルダーの関与に関しては、IMF 世銀総会の機会に国際保健に関する公式セミナープログラムセミナーズ及び市民社会組織によるセミナーが開催され、WHO や当局長を含む様々なステークホルダーからインプットを得られたことが、今後の支援のありかたを検討する上で大変有義であると考えている。

質問 2 への回答にもなるが、今後のフォローアップについての財務省の対応は、1 つは世銀の支援戦略に UHC のアイデアをどのように反映させていくかだが、実務的には、一つの方法として、理事会の場等を通じて意見表明をする、あるいは理事会の場に限らず世銀との対話を活用し、積極的に議論に貢献したいと考えている。今、財務省が実施している保健の共同研究については、保健財政と保健人材という 2 つのテーマを柱に実施している。この研究成果を、世銀の開発戦略に盛り込むために、どのように活用するかという観点で引き続き検討をし、働きかけをしていきたい。

質問 3 に関して、来年の 11 月秋にこの研究の最終報告書をまとめる予定になっている。またこれに伴って政策発表の会議も計画している。その政策発表の際に市民社会組織の方々を含み、ステークホルダーの皆様に積極的に参加してもらいたい。

MOF 杉浦 :

質問 4 に関して、IDA の増資交渉のテーマの一つに UHC を含むことを日本政府として働きかけることについてお答えしたい。日本としては 10 月の開発委員会のステートメントにおいても、保健分野は非常に重要であると述べている。このステートメントでは、「財政的に持続可能で、全ての人々が、保健医療サービスを平等に受けられる仕組みを作ることが必要。我が国の国民皆保険制度等の経験を世界と共有するとともに、保健分野における途上国の課題分析を行うため世銀との共同研究を開始しており、来年秋までに、政策決定議をまとめたい」と述べている。山田さんの提案にあったように東京総会のモメンタムの継続や補足をする必要があることに我々も賛成である。

先ほど山田さんからスポットライトを当てて欲しいとあったが、IDA については、既に保健が主要なセクターとして積極的に取り組まれている分野である。2012 年度の数字では IDA 全体の 11.5 パーセント 1701 百万ドルが保健セクターに充当されている。かなり大きいセクターになっている。今後の保健セクターの支援のあり方については IDA が支援する低所得国のニーズを踏まえて、より効率的かつ効果的な支援をどのように実施するかについて、我が国としてもこれから IDA 増資の議論が始まる所であるので、そこでこうしたことも踏まえて議論に参加していきたい。

山田 :

書簡の内容について、特に私どもが書簡の中で強調したかったのは、窓口負担廃止の積極支援についてであり、世銀が既に窓口負担をなくすことが好ましいと言っているが、廃止を実現するために様々な条件が揃っている必要がある。その条件が揃うまで待つ姿勢を取るのではなく、各国が医療費の窓口負担を廃止する上で必要な条件を整えるために、世銀に積極的に支援をしてもらいたい。

2 点目に関しては、プロバイダーに関して民間セクターの知見やイノベーションが活用するという内容が大きい。しかし、一方、途上国で公的セクターが弱体化している。保健医療の分野に関して公的セクターがそれなりに力を持たないとエクイティの観点で問題が生じるので、世銀に対してはバランスのとれた政策をしてもらいたい。その件に関して、世銀自身の保健プログラムは、デザインの段階で最貧層への利益が必ずしも盛り込まれていないために結果がかなり不十分であるという IEG の評価があった。この点も、世銀には重視してもらいたい。こういった、特に 3 つに関して、実際には世銀の中でもまだ 100% の同意を得ていないということで、日本政府からも是非前向きなプッシュをして頂きたいと思い質問した。今の段階でこれについて何か見解があれば伺いたい。

共同研究に関して、11 月末の発表に伴い会議を行うとのことだが、会議の場所はどこか。また、春季総会に向けて何か盛り上げる様な協力はあるか。例えば、ワシントンでの春季総会に際し、財務省もしくは現地地の Oxfam などと協力して、何かイベントを共同開催する事などは可能か。

MOF 高橋

1 点目と 2 点目の質問についての回答を一緒にさせて頂きたい。研究の中身に関して、低中所得国研究と

ということで低中所得国を対象としたケーススタディを行う予定である。その中には低所得国もあれば、中所得国もある。経済レベル、発展段階など、それぞれ置かれた状況が違う国のケーススタディを行い、それぞれの国の社会保障・保健・産業構造はどういった状況や仕組みになっていて、どういった課題があるのかを研究して、そこで得られた課題に対し、UHC の前進に向けてどういったアプローチができるかを研究する予定である。その意味では、開発アジェンダを達成するべく、なるべく早期にUHC を前進させることについては議論の余地はないが、研究の成果も踏まえて実施していきたい。世銀の支援戦略にも働きかけていきたい。

11月の会議は東京で開催する予定だ。具体的な日程については引き続き調整中である。これについては追々情報共有させて頂く。春季総会について現時点では研究の区切りという意味で、春季総会のタイミングだと中々アウトカムが出づらいタイミングであり、そういった観点から、現時点ではイベント等は考えていない。

## 議題2：世銀による農業投資における、土地収奪抑止策について

森下：

オックスファム・ジャパンは土地収奪の問題に取り組んでおり、10月に発表した報告書でその問題に触れている。具体的には世界銀行グループに対して、農業投資において、大規模な土地の取引を伴うものに関しては6か月間のモラトリウムを設けて、その間に具体的な基準を打ち出すべきという話をしている。その後のIMF 世銀総会等、東京で開催されたものを通して具体的なやり取りを続けているが、そのフォローアップということで財務省の意見を伺いたい。

MOF 杉浦：

第1点目、土地収奪問題に関して世界銀行の果たすべき役割について、財務省の見解を聞きたいとのことについて、一般論となってしまうが、農業は食料安全保障の観点だけでなく、多くの途上国で就労人口の多数を占めているなど、貧困削減を目指す上で極めて重要なセクターである。食料価格の高騰や2008年のG8 ラクイラサミットによって近年、農業支援に対する認識が国際的に高まりつつある。世銀は農業分野への支援を含めてセーフガードポリシーを適用し、その中で住民移転などに十分な注意を払っていかねばいけないと考える。今後とも、セーフガードポリシーの適切な運用を私どもとしてもウォッチしたい。

質問2について、世銀に対してご提案頂いたモラトリウム案に対する日本政府や財務省の見解に関して、10月の東京総会でオックスファムと世銀日本理事室の理事代理の高村が面会し、私どものスタンスは伝達したと思うが、改めて我々のスタンスを確認させてもらう。世銀はセーフガードポリシーの適切な運用を図っている、または取組みを強化している段階であると認識している。またG8やG20に基づいて世銀、国連、FAO、IFADの4つの国際機関が責任ある農業投資に関する原則の策定とフォローアップを進めており、世銀は国際社会の情勢を踏まえた対応をしていると私どもは認識している。途上国における食料問題の緩和を図るためにはセーフガードポリシー等を十分に踏まえつつ、農業分野における支援

を行うことが喫緊の課題であり、この分野における世銀融資のモラトリウムを取ることは適切ではないと考えている。

質問3について。導入可能なその他の具体策として、オックスファムによる提案1から5を頂いており、これらについてお答えする。まず総論としては、いずれも土地収奪問題を考える上で非常に有効であると思われ、基本的に私どもとしても、そのような取り組みが進むことが望ましいと考える。これについて実際に世銀がどのように取組んでいるかを事務局に確認した。まず、①について、ポートフォリオを公開する案であるが、世銀の事業は既に公開されており、当然対象となる。ここで問題となっている取引案件も公開されている。2点目のIEGの評価対象とすることは、今、取り組みが始まっている。中米の3事業について既に評価を終え、オックスファムとも共有済である。現在さらに4事業、アフリカに2事業、アジアに2事業をIEGが評価している。

3点目、土地の権利に関するガバナンスを重視することについて、世銀も元々土地権利のガバナンスの強化を重視している。世銀事務局によると農業土地案件の10パーセントは土地所有のガバナンスに焦点をあてており、正に同じ方向を向いている。

4点目、FPICについては、IFCの基準には既に含まれている。IBRD、IDAについては、今着手されているセーフガードの見直しのプロセスの中で検討するという回答が事務局からあり、これについては配慮しているとのことであった。

5点目、直接行うプロジェクト融資と同等の基準を間接的なプロジェクトの融資にも反映すべきとのことと具体的な手段はどのようなものがあるかとの質問だと思うが、今すでにIFCでは直接的プロジェクトと間接プロジェクトにも同等な基準を反映するような努力が行われている。これについても世銀は認識しており、進めていく段階である。私どもとしても繰り返しになるが、これらの5つの話は土地収奪の問題を考える上で有効であると思っているので、世銀の前向きな取り組みをポジティブに見ていこうと考えている。

森下：

4点目で、IFCではということで、その場で検討していくべきとの回答であったが、誰が検討していくべきと考えているのか。

MOF 杉浦：

検討しているのは世銀の事務局で、私どもとしてもそれは良い方向だと思うので、特に反対することなく、ポジティブに見ていきたい。

山田：

2番目の一時凍結に関する、日本政府の立場で、しっかりと小規模農家支援をやっていくべきとのことと、それに対して後ろ向きな姿勢を世銀が示すのは必ずしも賢明ではないと考える。私どもも、小規模農家

を重視した支援はもっとアップグレードすべきであると考えているが、特に大規模な土地取引を含むものに関しては、それによって土地収奪が行われた場合、そこで小規模農家の方々が受ける被害は甚大なので、そこに関しては一旦待っても良いのではないか。そこで、世銀がしっかりとルールを導入し、それが揃ってから動き始めることでも、必ずしも遅くないのではないかと趣旨の提案だが、そこについてのご見解を伺いたい。

MOF 杉浦：

これは既に 10 月に高村（世銀理事室）から伝えていていると思う。まず、世銀はセーフガードポリシーで一定程度のものは担保できていると私どもも認識している。食料問題は喫緊の課題で、しっかり取り組んでいかないといけない。世銀は 6 か月のモラトリアムを実施することは考えておらず、私どもとしても、6 か月のモラトリアムを導入することについて世銀に働きかける考えはない。

森下：

責任ある農業投資の原則について、触れられた部分で聞き取れないものがあつたのでそこをもう一度お願いしたい。それと関連して、今年 10 月 CFS でその原則が若干不十分な内容なのではないかという市民社会からの声があり、こういったものをスターティングポイントとして、CFS で議論していくべきとのことで 2 年間の共有プロセスが立ち上がったかと思うが、日本政府が今まで主導してきた PRAI を今後どういう形でプロセスに乗せていくか。まだ具体的な取り得る策の中で、原則をどうやって各プロジェクトに落とし込んでいくか、つまり実際に現場でアプライしていくかは今度重要になってくると思うので、その点について合わせてお答え頂きたい。

MOF：杉浦

PRAI における日本のスタンスは外務省が担当しているので、私どもは世銀の監督官庁としてどういう事をやっていくかを日本としてどう認識しているかをお伝えできるだけかと思うが、私どもとしては PRAI について、世銀、国連、IFAD など PRAI の策定とフォローアップを今進めているところで、世銀は国際社会の要請を踏まえた対応をしていると認識している。具体的なプロジェクトに落とし込む話については、私もあまり把握していない所であつて、今回答はできないが、世銀側は土地収奪問題に関して必ずしも後ろ向きではなく、モラトリアムの導入に関しては反対と言っているだけなので、私どもとしてはその世銀のスタンスを承知しているとのことである。

田辺：

質問 3 の⑤で、間接的融資ということで、IFC の場合では、恐らくカテゴリー FI への融資を想定していると思う。世銀の場合はもう少し幅広く、政策借款的なものもあるし、プログラムローン、最近 Program for Results というシステムができています。セクター融資のようなプロジェクトもあるので、まさに、これからこの部分をどう公開していくか、その点を詰めていかなければならないと思う。それから世銀本体と IDA の IFC の FI への融資に当たっても FI がプライベートセクターの場合、情報公開の部分で制約を受ける部分もあると思うが IBRD、IDA が行う FI に対する融資では公的な金融機関、例えば現地の開発銀行みたいな所に貸し出すことが多いので、若干より踏み込める可能性があるかと理解しているので、

この辺りは次のセーフガードの政策にも関連しているが、注意深く見て行って頂きたい。

松本：

途上国では、土地収奪の問題が結構深刻である。オックスファムが発信している中で、ポジティブなメッセージとして世銀が基準を示して欲しいという声が上がっている事だと思う。別に世銀がやっていることは悪いからやめろと言っているのではなく、世界銀行が少なくとも途上国において様々なポリシーに対して非常にポジティブなメッセージを出してきたことも、そこには含まれているものと私は理解している。一番議論として難しいのは、世銀が引けば他が入ってくるという議論が良く出される。例えば世銀がこういう問題も、もし世銀がモラトリアムを出したら、こういう事業にもう少し破壊的なアクターが入ってくるという議論がしばしばなされる。現状としてそのことが出てくることは理解する一方、これは乗り越えなければならぬことだと思う。我々は色々な問題を乗り越えて世銀の政策も作ってきた訳なので。回答自体は理解するが、さらに求めたいのは、こういう状況の中でスタンダードセッターとしてやってきた世銀が、今まで通りにこういう事業に入っているだけで良いのか、という点である。オックスファムのモラトリアムという要求は無理だとしても、他にどういう方法によって資源収奪や土地収奪の問題に世銀がポジティブな影響を与えられるかに何か考えを示してもらえるとありがたい。

MOF 杉浦：

私たちはメッセージとして後ろ向きなことを言っているのではなくて、世銀が基準設定にかなり影響を与える機関なのでしっかりとした基準を設定して欲しいと思っているが、現状として世銀の設定しているものが不十分かどうかについては、私どもとして世銀が適切な基準を設定して、それによってプロジェクト等を融資していると基本的に認識しているので、これ以上こちらからあれしろ、これしろというのは、果たして正しいのか、現時点で私の持っている情報でそういうことは言えないとのことで、先ほどの回答をした。決して、私がこの問題に対して、後ろ向きであるわけではない。ここで、世銀に対してこういう風に提言する、とここで宣言するものでもないので、現段階の返答としてはご勘弁願いたい。

## 財務省よりご挨拶

MOF 武内：

今日出席することを楽しみにしていたが、遅れて申し訳ない。NGOの皆様との会議は非常に重要であることを引き継ぎの時から伺っていて、補佐も色々苦心しながらお答えしていたが、ここでは中々思い切ったことを言えないかもしれないが、皆様の考えはこの機会に出して頂いて、我々が世銀とお話する時にはそういう事を踏まえて、咀嚼してやらして頂くので、是非引き続き、この点には気付いているのか、こういう考え方もある、ということをおっしゃって頂ければ大変助かるので、どうぞよろしくお願いしたい。

石井：

国連総会でUHCの決議が出た時に、日本の名前が無かったのは何故か。

MOF 武内：申し訳ないが分からない。IMF 世銀総会時には2つほどセミナーを開催し、キム総裁も来られ、世銀としても日本と共に取り組んでいるという感じで出たので、理由は分からない。

渡辺：

福島をどうご覧になっているか。また、原発輸出に関しては、相当慎重にならないといけないと考えているが、その辺りの考えを伺いたい。

MOF 武内：

あくまで私個人の意見だが、安全性の確保をどの程度まで確認した上で、日本が原発に取り組んでいるのか。世界に誇る技術を持っているし、相手国の望みであるなら輸出して、協力するのは良いことであると思う。他方で、原発をその国のどの場所に作るかについての安全性等々については、もちろん受け入れ国の責任もあるが、手順を持ってやっているかをきちんとチェックする必要があると考える。

渡辺：

結局もし何かあった場合には、一義的には受入国の責任だが、やはり融資なり財政的な支援を行った国の責任も問われてくると思う。

MOF 山崎：

前回は、IMF 世銀総会などの事についていろいろ意見交換をし、総会でも皆さんにいろんな形で参加、貢献して頂いて、全体として非常に良い会議だったと思っており、外国の方々にもそう言われている。心からお礼を申し上げる。総会は一つのきっかけに過ぎないので、引き続き良いコミュニケーションを通じてお互いに刺激し合って進めていきたいと考えている。昨日の総選挙の結果があり、石破幹事長が補正予算、経済対策が始まると NHK のテレビでおっしゃっていたが、現実にそういう事になっている。本来政治の話はすべきでないが、我々は公務員という立場上、大臣の落選に悲嘆する間はなく、次期政権への円滑な移行を進めるべく尽力する。自民公明の連立だが、皆さんや我々の直面する問題の扱いについて、また違いがあるかと思うが、いずれにしても根っこの考え、ODA を通じ貧困削減から世界の安定的経済発展を目指していくことに何ら変わりはない。個々の政策に多少の違いがあっても、先ほどの原発の安全の問題であるとか、地球環境問題のことであるとか、基本的な方針は同じなので、自民党内にも活動熱心な議員が多々いる。野党に回ることになるかもしれない民主党も、引き続き、我々の取り組んできたことについて関心をもって相談にのってくれることと思うので、あまり政権交代にとらわれず、引き続き我々への叱咤激励をお願いしたい。

### 議題3：世界銀行の第17次IDA増資とセーフガード政策改訂について

田辺：

IDA17次増資が来年の頭から始まると聞いている。過去のIDA増資でもセーフガードやアカウンタビリティ、インスペクションパネルの設置等に一定の前進があったと理解している。IDA増資でどういう交渉をしているのか、またセーフガード政策を低下すべきではないというポジションをどの様に今回の増

資交渉で展開していけるのか、さらにセーフガード政策のアプローチペーパーが出され、各地域でコンサルテーションが始まっているが、その中身について、特に他の MDBs で進んでいる点について世銀でどのようにそれを踏まえていけるか、ということについて伺いたい。

MOF 武内：

アビジャンでの増資交渉に私と杉浦が行ってきたので、どんな議論がなされ、日本がどんな発言をしたかについてお話ししたい。まず、やはり IDA で何に焦点をあてるかが議論になった。とりわけ、脆弱国をどうするかが多く議論に上った。他に、ジェンダー、気候変動、また IDA のお金の使い道として、インドやベトナムのように、だいぶ経済力が付いてきた卒業に近いような国々に対し、IDA としてどこまでリソースを割くのかについても議論があった。

我々から出した議論は、IDA は貧しい国を助けるためにあるので、脆弱性の議論もわかるが、他方でそれが恣意的になってはいけない。それと、脆弱国を助きたい気持ちをどう両立させていくかを詰めて議論していくべきで、この国が脆弱国だ、何とかしてあげたいとのことで、そこはどうしよう、こうしようという議論はどうかという議論をさせて頂いた。我々は、いつも脆弱国について言うが、仮にお金を脆弱国に渡すにしても、それが本当に有意義にきちんと使われるかどうか非常に大事で、そういう意味でキャパシティビルディングが大事ではないか。出席者の中には、とにかく脆弱国を助きたいという方に前のめりになっている国が多かったが、我々としてはきちんと受け入れて適正に使えるようにということで、キャパシティビルディングの重要性を主張した。ベトナムやインドの場合には IBRD と IDA との住み分け、スムーズな移行なども大事であることも主張した。

2 つ目のセーフガードについては、各国がその重要性を十分理解しており、緩めるべきだという国はなかった。開発途上国側から、オブザーバーとして参加している国もあったが、彼らもそういう場ではそういう事は言わないし、我々は先ほどのキャパシティビルディングの議論においても、セーフガードがしっかりしていることを含めて話を進めていた。他の先進国もそういった認識で話を進めていたと思う。皆さんの懸念の線に乗っているような形で議論は進んでいたと認識している。

MOF 杉浦：

質問 2 の補足から入る。今後セーフガード政策について我が国がどう意見表明していく場があるかを簡単に申し上げる。1 月下旬にコンサルテーションが予定されており、そこで我が国の考え方を表明できると考える。他にも、理事会、委員会等でいつも通り発言の機会がある。

質問 3 について、アジ銀のセーフガードポリシーは世銀よりも進んでいるという点について、田辺さんから列挙して頂いた。私どもとしては、世銀がセーフガードを最初に策定した先駆者であるし、国際社会の影響力も大きいので、全体として他の MDBs と同等以上のものにすべきであると基本的に考えている。

2009 年に ADB がセーフガード政策を見直した際には、黒田総裁が基準は引き下げるべきではないと発

言したことは世銀内でも広く知られており、我が国としても基準は引き下げるべきではないという方針を支持していることは世銀も理解している。他方、セーフガードの基準を引き下げるべきではないという一方、私が聞いたところでは、途上国の中には世銀が途上国政府の実施能力を考慮せずに基準を引き上げることに懸念を示している国もあると聞いている。これについては、引き続き世銀が途上国政府や住民実施団体との意見交換を踏まえ、より良いセーフガードポリシーを検討してもらいたいと考えている。

1 点追加情報で、世銀は今回のセーフガードレビューのメンバーとして、ADB のコンサルタントをチームに入れていることを、世銀事務局から聞いている。

各論について、一点ずつ申し上げる。まず、モニタリングレポートの公開については、今は先方政府の合意があった場合には情報公開しているとのことである。2 点目、環境影響評価報告書の 120 日前の公開について、慣行としては先方政府の合意が得られた場合には 120 日前に公開している。今回明文化する点についても特段問題ないと考えている。ただし、先方政府の合意などの条件があるので、その点の書き様を見ていかななくてはならないと考えている。

3 点目の苦情処理メカニズムに関しては、前回の協議会で私からも述べた通り、日本からもその充実を求めている点である。これは、世銀の具体的な案がどういったものが出てくるかを待つ必要があるが、私どもとしては引き続き苦情処理メカニズムを重視させるよう意見していく所存である。引き続きご指導願いたい。

田辺：

モニターングレポートの件について、何度か協議会で議論させて頂いているが、一つは政策に明記するかどうか、それからリクエストの有無ではなく、ADB では Web サイトで定期的にモニターングレポートがアップデートされていることを踏まえてやって頂きたい。

村上：

11 月半ばにワシントン D.C. で開催された世銀のコンサルテーションに参加した。実際に行われたのは、世銀側から改訂プロセスについての説明の後、外部の司会の方に移り、資源、先住民族といった問題ごとに分けられた複数のテーブルに、参加者が自分の関心に沿って自由に移動して意見交換を行い、問題と感じていることをポストイットに記入して貼る、というものであった。参加者には NGO、コンサルタント、一般など様々な立場の人々がいた。そこで意見交換をしてくれと言われても、中々議論が進まず、結局ポストイットに書かれたことだけを集めるだけになった。果たしてこれで本当に政策議論になるのか、非常に疑問に思った。CSO が、何故そのような政策が必要だと考えるかには背景があるわけなので、そうしたことが世銀側としっかり議論できる場が必要だと考える。ワシントンでのコンサルテーションでは、世銀は最初の説明の後は、質問があれば答えるという形式で、世銀と対話するかたちでは行われなかった。開催方法について、事前に NGO や他のステークホルダーと打ち合わせを行う方がより効果的ではないか。

MOF 杉浦：

私はセーフガードのコンサルテーションでは、NGO 側との意見交換がかなり行われているものだと承知していた。その 11 月のコンサルテーションは NGO とコミュニケーションを図るという場であったのか

村上：

NGO に限らず、いろんな方が参加出来る場であったが、大半が CSO からの参加者であった。

MOF 杉浦：

開催方法が不十分、つまり意見が反映されず、政策対話になっていなかったということか

村上：

ポストイットに問題点、改善すべき点を書き出し、それを集めてノートにし、ウェブサイトに掲載するとのことであった。そのように言葉だけを伝えるならその場に参加する必要はない。なぜ特定の政策が必要かを議論することが大切だが、そういう場にはなっていなかった。

田辺：

通常のコンサルテーションでは一対一でやりとりするのだが、マニラでの ADB のコンサルテーションでも、同じ様にポストイットを用いたものであった。今回 ADB のコンサルタントが関わっているとのことで、もしその方が ADB のコンサルテーションが良く、世銀も取り入れるべき、という考えで導入したのであれば、間違っていると考える。

MOF 杉浦：

問題意識が分かった。NGO からコンサルテーションについて意見があったことを、理事室に伝える。

#### **議題 4：地球環境ファシリティ(GEF)の活動における市民活動・連携・強化について**

高木基金は、今年度から GEF・NGO ネットワークのメンバーになった。高木基金は、一般市民からの寄付で助成事業を実施している。国内とアジアに年間一千万円の予算で、GEF に比べればマイクロな基金ではあるが、市民科学というコンセプトで、現在の科学技術がもたらしている負の影響に対して住民、生活者の目線を重視した調査研究を支援しており、環境社会影響の大きい開発の現場、廃棄物、有害化学物質など、GEF とつながる問題に多く取り組んでいる。そうした現場での調査研究がハイレベルの意思決定に生かされることが少ないという課題を意識しており、市民参加をプロジェクトレベルでも、政策レベルでも位置付けている GEF という公的環境基金の活動をフォローしているネットワークに参加して学び、そのつながりを模索したいと考え、参加した。

今年 11 月にワシントン D.C で行われた GEF の協議会に参加したが、世界各地の NGO から、GEF のプロジェクトに市民参加ができていないというコメントが多く挙がった。GEF は、プロジェクトの質と持

続可能性を高めてパフォーマンスを改善するために市民参加は重要だと明確に位置付けている。一方、GEF では 1996 年に市民参加についての政策が採択されてから、一度も改訂されていない。今後、過去のプロジェクトや政策のレビューをし、改訂作業を実施して頂きたいとのことで、今回質問させて頂いた。

MOF 中山 :

GEF の市民参加の政策は、おっしゃる通り 1996 年に採択されてから改訂されていない。政策自体は市民参加によって社会・環境・資金面の持続可能性を高め、市民参加がプロジェクトの状況に応じて、柔軟に設計され、包括的な市民参加の原則をまとめたものと承知している。その後、GEF 自体はこの政策に沿って市民参加に関する取組みを行ってきた。2 年前の 11 月の GEF の評議会においても GEF の活動に関しての CSO の管理の強化というペーパーを作り、それを GEF 評議会で決定する形を取っている。その中でも、プロジェクトの形成の早期の段階から CSO の方々が参加することが実際推奨されていると認識している。今年の 8 月に GEF の CEO に石井氏が就任し、ビジョンステートメントの中で言っていることは加盟国や民間セクター、市民社会、科学者実施機関との間で生産的且つ信頼できる関係を築いていけることをビジョンの一つに挙げている。CSO を含む関係者とパートナーシップを構築していくことの重要性を CEO 自身も指摘している。ご質問について、財務省としては市民参加を形式的なものではなく、より効率的且つ効果的に実際の意思決定に関わるものにするのが重要であると考えているので、ご指摘のあった観点も踏まえて我々としても考えていきたい。

村上 :

NGO ネットワーク側から具体的な提案があるが、今後、そういったレビューの改訂作業が実施されていくという理解でよろしいか。

MOF 中山 :

作業を実際に実施していくとなると、GEF としてまずそれを評議会において議論していくことになると思うので、私どもの方でそれをというよりも、GEF が CSO の方々と参加出来ないかという意見がなされた時、それを受けて我々としてもそれに参加していきたい。

村上 :

是非、実施して頂きたい。今回石井さんが CEO になられて最初の評議会であったが、NGO とのコンサルテーションでも率直に、問題のある所は変えていくという励ましの言葉があり、NGO の中でも期待があがっている。やはり第二の拠出国である日本という立場もあると思うし、関係国が多様な中、プロジェクトの評価をするのは難しいところもあると思うが、GEF のパブリケーションを見ても、良いところは強調されているが、こういった問題点があるか、ベストプラクティスをどのように他の所で実施していくことができるか、といった具体的な参考、教訓になるものが分からない。その意味では是非、NGO が参加していく形で協議をしていく中で、実際に具体的に良いプロジェクトも問題のあるプロジェクトも評価をしていく作業を石井氏の時代に実施して頂ければと思う。私どもも今回、メンバーになったばかりなので引き続き関わりたいと考えている。

もう一つ、1996年に策定されて以来、改訂されていない市民参加政策を変えていく必要があることの理由に、現在 GEF の中で実施機関として NGO 自身も実施機関になる形で議論が進められている。単に CSO の参加が早期に確保されなければいけないといったものではなく、積極的にプロジェクトのイニシアティブをとっていく立場になっているので、そういった実態を反映する意味でも現在の政策を改訂していくことは必要ではないかと思う。

MOF 中山：

おっしゃったことは、今内部でやろうとしていて、実際に CSO も含めた形で動きつつあるので、そういった動きも含めて考えていきたい。

### 議題 5：世界銀行・ADB の対ビルマ（ミャンマー）延滞債務解消と新規融資について

松本：

第 50 回定期協議に二国間の対ビルマ（ミャンマー）の延滞債務の問題を取り上げたが、今日は多国間の世銀・ADB について取り上げさせて頂きたい。IMF 世銀総会の時に色々報道もされ、日本の JBIC がブリッジローンをして世界銀行や ADB に対する延滞債務を解消する方針もそこで示された。ビルマを国際社会に復帰させるために延滞債務の問題を解決しなければならないことは十分に理解をしているし、ここでそれをするべきではないという立場で議論したいわけではない。一方で 11 月に延滞債務が解消される前の段階として世界銀行が 8000 万ドルの Community Driven Development という無償プログラムを出した。その時にビルマ国内の CSO から時期尚早である、まだそれが適切に人々に行き渡る状態ではないという批判的なレターも出されたと理解している。比較的、ビルマの事に関係している NGO の中では国際的にその話が広まっている。従って、これまで財務省と議論する中で今のビルマの民主化を後戻りさせない、透明な財政システムを作る、関係社会・社会セクターの予算も確保するといった話も伺っているので方向性として支持をしたい一方で、ビルマ国内から、まだ準備が整っていないのにこのスピードだと心配であるというレターも出されているという背景も踏まえてご質問させて頂く。

質問の 1, 2, 3 は事実関係の確認である。元々の関心としては世界銀行・ADB が今インテリムで出している戦略ペーパーを読んで、財政、社会セクターのこと資源の問題の事など書かれているが、一方でビルマの国内の中では土地紛争が起き始めている。そういった社会面での影響が入ることで、国内で噴出する懸念がある。ビルマ国内で活動する CSO の中でも制度を最初に整えてから大きな動きが始まった方が良く、つまりスピードが速すぎてもマイナス面もあるという指摘も受けている。特に 4 点目は土地紛争に繋がる恐れという観点から質問させて頂いた。

MOF 杉浦：

質問 1 のブリッジローンが検討されている方向は事実かについて、世銀及び ADB の延滞債務を解消する為、我が国としては JBIC を通じてブリッジローンを供与することを検討している。法律では国際協力銀行第 11 条第 5 号に該当している。

MOF 米山 :

第 5 号は旧輸銀法から規定されている条文で、いわゆるブリッジローンと呼んでいたものだが、法律用語なのでブリッジローンという言葉は無く、国際収支上の理由により輸入その他の対外取引をとることが著しく困難、かつ緊急の必要があると認められる場合に国際基金等が当該外国の経済の発展を支援するための資金、短期資金を貸し付ける、と書いてある。昔からある条文である。

MOF 杉浦 :

質問 2 について世銀・ADB に対するミャンマーの延滞債務についてブリッジローンを使って解消されることが予定されている。世銀 ADB のプログラムローンはそのすべてが世銀 ADB に対する返済に充当される。

MOF 米山 :

フィデューシャルコンサーンがあるので、今後そういう事が無いようにしていかなければならないと思っている。従って今回、ブリッジローンという形で世銀およびアジア銀にそれぞれ 500 ミリオンか 400 ミリオンのローンが供与されるが、現金は一銭もミャンマーの手に渡らず、世銀およびアジア銀に対する債務が同じ金額なので、すべてその返済に回される。したがって、このブリッジローンのオペレーションはフィデューシャルコンサーンがまったく存在しない形でデザインされているが、それはブリッジローンのオペレーションだからであって、今後はそういった点を踏まえながらフィデューシャルコンサーンが発生しないような財政、金融の仕組みを作っていかなければならない。現時点についてはそこまでの準備が出来ているとは言い難いので、今回はまず、フィデューシャルコンサーンが発生しない形でデザインされたブリッジローンの提供を行う。その後、若干時間をかけてフィデューシャルコンサーンが無いかどうかなどを検討し、そういった問題が解消されたと認められた時点で新規の支援が始まる。今回のブリッジローンのオペレーションはマイナスだったものをゼロに戻す話であってプラスにする話ではない。

MOF 杉浦 :

質問 3 について、暫定戦略についてだが、ISN 暫定戦略は世銀グループ全体の今後重要な支援方針や取り組み分野をまとめたものである。暫定戦略では、組織改革支援、制度に関わる信頼の醸成、将来の支援のための準備が三本柱になっており、具体的にどのような取り組みを世銀が実施すべきかを判断する基準となると私どもは理解している。

MOF 谷口 :

ADB だが、現時点では新規融資のための資金がミャンマーに割り当てられていないため、まず資金割り当てについて理事会に承認を得ることが必要となる。暫定支援戦略は 2012 年から 2014 年における ADB の対ミャンマーの支援方針の取組みになるもので、基本的にはこの暫定戦略に沿って新規融資による支援が実施されていく。

MOF 杉浦 :

質問 4 について、世銀の暫定戦略、ADB の ICPF には住民や少数民族に対する権利に関する直接的な記載はない。ミャンマーにおいてガバナンスの問題やセーフガードに関するキャパシティの不足等があることは指摘されていて対処の必要性が述べられている。世銀・ADB の規則の中で土地収用に関する具体的なセーフガードが規定されているので、世銀・ADB が融資するプロジェクトの実施に当たっては、まずはセーフガードの規則の適用、住民移転についても適切な対処がされるものと理解している。土地に関する権利は多くの発展途上国に共通する重要な 이슈なのでミャンマー政府や他のカウンターパートとの対応の中で世銀・ADB が他国の教訓を伝達することが重要となる。今後他のカウンターパートと共に世銀・ADB が土地紛争特に少数民族の居住地の紛争問題に対して適切に対処するように我々としても働きかけをしていきたい。

松本 :

法律の条文を読んで、どう読んだら今言ったような用途が延滞債務の帳消しだけになるのか。それが、米山さんが読んで頂いた第 5 号にどうつながるのか。完全に一括にビルマにお金が世銀や ADB に返されることが、どうして 5 号で言っている目的か、まだしっくりこない。過去にペルーやベトナムの例があるので問題はないだろうと想像していながらも理解ができないので、私のような人間にも分かる様な説明をお願いしたい。

MOF 米山 :

条文に即して申し上げると、外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難でかつ緊急の必要がある場合。ここまでが要件だと思う。足元を見ると天然ガスの輸出などもあるので、現時点では経常収支はたぶん黒字を計上しており、貿易収支も黒字だと思う。したがって、足元の輸入を賄うことなどについて外貨の不足がある訳ではないが、長年に渡って溜まっている延滞債務を解消するためのお金があるかという点、そういう状況ではない。一定の外貨準備はあるが、どの国も運営のためには一定の外貨が必要であり、全部吐き出してしまうとマクロ経済が不安定になることがある。国際収支上の十分な外貨が無いので対外取引、ここでは延滞債務を解消することは困難な状況である。延滞債務を解消する自体は、ただバランスシートをきれいにするだけで、そこだけを捉えたと、お金が実際にミャンマー国民の手に渡るわけではなく、それはその通りだが、延滞債務の解消が図られない限りは本当の意味での新規の支援が世銀・アジ銀からは供与されない。ミャンマーの経済発展の前提としてまず延滞債務を解消しなければ次のステップにいけない、という意味で、この条文で言っているところの当該外国の経済発展を支援するという意味になると思う。

松本 :

2 点目に、私が質問で書いた新規の融資とは、債務帳消しのために使われるお金でその後に出てくる新しいお金ではない。債務の帳消しについて暫定戦略や ICPS が使われるのか。例えば、日本政府も二国間援助に対してはプログラムローンを供与すると、そこはミャンマー政府にとって何か使えるお金ではない、延滞債務の帳消しに使われるお金だがプログラムローンという名前で様々な内政の改革をモニターすることを日本政府は二国間レベルでは仰っている。世界銀行・ADB の場合はこの債務帳消しのためにお金

を出す際に何らかの新しいスキームを作り、日本のプログラムローンのような形で何かモニタリングをされるかどうかは質問の趣旨だがこの点はどうか。

MOF 米山 :

ご指摘の通り、もちろんキャッシュは融通するが、単にキャッシュを融通するだけだと、いわゆる開発効果を伴わないので、日本の円借款の場合と同じように、いわゆる一般のディベロップメントポリシーと同じように、どのような政策アクションを取るべきなのか、ローンが承認された後に実施されるべき政策アクションは何か、普通のプログラムローンと同じような形で様々な政策項目が並べられる。その政策項目とはコメントリーストラテジーノートの中での分析やマクロや保険、教育などの話もあるが、そういう所も踏まえた、いわゆるポリシーマトリックスがそれぞれの機関によって策定され、融資が実施段階に上がって来るときにはそれが付いている。従ってポリシーマトリックスは通常のプログラムローンと同じように、それぞれの機関において適切に移行することになると思う。

松本 :

それぞれの機関とは何を指すのか。

MOF 米山 :

世銀とアジ銀それぞれが別々にプログラムローンを、同じような時期に出すので、二つの機関がモニタリングする事になると思う。

松本 :

という事は両機関が今後、出してくるポリシーマトリックスに対して、例えば事前に何か議論があればCSOから意見が言えると、そういう風に理解してよろしいか。

MOF 米山 :

直近の状況は必ずしも把握はしていないが、今年の夏に世銀であれば副総裁と IFC の副総裁が二人で連れ立ってミャンマーを訪問していた。その際に当局だけでなく、市民社会の方々ともお話をしていると聞いているので、既にそういった取り組みは行われている。アジ銀についても同じような時期に副総裁が訪問していろんな人に会っているし、今では世銀もアジ銀も現地に事務所を構えていて、日常的なコンタクトが可能になっているので、もしお気づきの点などがあればそういった事務所なりにお伝えできると思う。

松本 :

世界銀行の ISN のストラテジーでは社会セクターについては他のドナーが非常に高い関心があるので、この ISN ではあまり限定的には使われないと書いてある。財政の透明化は社会セクターに流れる資金も増やす事につながると思うし、そういう意味では世界銀行が全く関与せずに、他のドナーが興味あるだろうというのは若干、気になる所だがこの点に関して何かご存じであれば伺いたい。

MOF 米山 :

世銀だけがやっていくのではなく、アジ銀もあるし日本もあるが、加えて IMF も SMP という形でプログラムが入って、それに沿ったモニタリングが行われることが明らかにされている。IMF のプログラムなので、中核的な部分は財政・金融になる。財政の最もコアな部分は財政の透明性を高めていく。すなわちミャンマーの文脈で大事なものは政府の歳入の半分を占めている天然ガスをはじめとする資源の輸出に伴う収入がいかんにして透明性を高めるか。収入が入っていることが分かれば、入ってきた収入を元にしたような財政資源の配分をしてかが議論できる。今の段階では必ずしも天然資源の輸出収入が正確に表現されていない状態にあるので、それを正確に表現できるようにすることが大きな点である。

昔と違い、IMF はマクロだけを重視しているわけではないので、予算が作れるだけではなく、予算の透明性を高めて、それが適切な形で配分されていくかにも気を使っている。経済的な分野だけにお金が行くのではなく、ソーシャルセクターにお金が行くことも含めて IMF で見ていく。それは IMF 単独でやるのではなく、世銀・アジ銀なりあるいは日本なりで皆と一緒に連携してミャンマーの状況を見守って行く。長年、皆さん 20~30 年間に渡って不在だったこともあり、よく分かってない部分もあるかもしれないが、それぞれが得意分野を中心に出歩いて全体としては色んなものがバランス良くできる形にしていくことで、国際機関だけでなく二国間のドナーなり、あるいは伝統的なドナーでなくてミャンマーの近くの国々の人たちを集めた上で、何度も意見交換を繰り返している。今出ている紙だけを見ると少し弱い部分があるかもしれないが、全体で見るとバランスのとれた形でしっかりと全体をモニタリングできるような仕掛けが出来つつあるのではないかと思う。

松本 :

世界銀行が非常に優位にあるのは政策を提言したり、地ならしのためのキャパシティビルディングをやったりなど、そういうことができる国際機関であることが一番大きいと思う。そういう意味で 11 月にビルマの市民社会側から時期尚早であると言ったのは、地ならしができていないのではないかと。従って世界銀行が、セーフガードポリシーがあるからといって入ってきたとしても、そのセーフガードポリシーを実施できるほどに国内のキャパシティもなければ、法律や制度が整っていないではないかということだと思う。やはり最初のスピードは慎重にして制度やキャパシティが整っていくスピードとマッチさせていかないと、質問に出させて頂いたような問題が今後すぐに起きてしまうという懸念がある。せっかく良かれと思ってリードされている日本政府がここでちょっと手順を間違えて、最初に問題が起きてしまうと何のためにここまでやってきたのか分からなくなるので、是非世界銀行に対しても手順をしっかり踏んで、現地の制度とキャパシティをよく見ながらやって頂きたいと思う。

MOF 米山 :

ご指摘の点は極めて大事な点であると思う。我々もそういう事を注意しながらやっていきたいし、世銀や国際機関も注意してやっていかなければならない。ミャンマーの土地の問題は極めて歴史的な経緯もあるので、今話題になっている鉱山の話もあるが、普通のミャンマーの中心的部分の田んぼなども、土地の所有権が認められていない。耕作権が無いと単なる労働者にしかなれないので、それが良いのか悪いのかといったこともそれ自体が長い歴史を持って今日に至っているもので、今すぐにこうしたら解決

できるものがあるわけではないと思う。なので、土地の問題は極めて大事でミャンマーだけでなく、あちこちで紛糾してきた問題であるので、きちんと良く勉強して分析した上でやっていく必要はあると思う。

## 議題 6 : JBIC の原発融資について～リトアニア原発建設を例に～

※本議題は、日・英の逐次通訳を通じて議論が行われたが、議事録では日本語の発言のみを記載する。

オザロフスキー :

日本の市民社会が日本国内の原子力発電所については色々申し上げていることは承知しているが、今日、私がお話ししたいのは日本の原発輸出について。具体的には日立がリトアニアへ原発を輸出する計画について。リトアニアのメディアではこの輸出は日本政府が援助していると報じられ、その融資も日本政府から出ると報じられたので、財務省にお考えを聞きたい。日本はリトアニアよりもはるかに大きい。経済もはるかに大きく、日本の大企業が日本政府の援助を持ってリトアニアに入ってくることに對する懸念がある。10月12日にリトアニアで国民投票が行われ、投票された方の62%がこれ以上原子力発電所の建設をして欲しくないと投じた。この国民投票は行われて2か月以上たつが、まだ日立から反応がない。これは財務省の皆様への質問でなく、是非明日、日立にもお尋ねしたいものではあるが、ただ国民投票が行われた以降でもリトアニアのメディアの中には今でも依然としてこのプロジェクトは可能であるとか、依然として日本政府がバックアップしていると報じられているので、その点についての財務省・日本政府の考えを伺いたいと思いこの様な質問をした。

MOF 山岸 :

私は JBIC の個別案件の審査を担当させて頂いている。一般的な話として、JBIC が案件要請を受けて融資を決めることになると、一定の案件については財務省に持ち込むことになって、財務省として審査をさせて頂く流れになっている。頂いたご質問の中で、これまで財務省ないし JBIC としてリトアニアの原発建設事業についてどのような調査を行ってきたかという質問に関して、現段階では日立とリトアニア政府との間で日立に事業権を与えるような契約は締結されていないと伺っている。そのような状況で JBIC に対してもリトアニア政府から融資の要請はなされていない。従って JBIC としては本件について何ら調査などは開始していない状況であると承知している。財務省としても本件について何ら調査を行っていない。リトアニアの中で日本政府として融資をバックアップしているという報道があるとの話があったが、財務省としては、本件については何ら調査を行っていない状況である。

二点目の質問について、国民投票の結果については報道等でも伺っているが、その結果を踏まえ今後リトアニア議会で再度審議がなされると伺っているので、今後についての仮定の質問に対しては、回答を差し控えさせて頂きたい。

三点目の質問の中で、四つの問題を挙げているが、まず①倫理上の問題に関して、今年の9月14日付けで革新的エネルギー環境戦略がある。この中では「昨年の原発事故の経験と教訓を世界と共有するこ

とにより、世界の原子力の安全の向上に貢献していくことは我が国の責務であり、諸外国が我が国の原子力技術を活用したいと希望する場合は、相手国の事情や意向を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有する技術を提供していく」との方針が示されていると承知している。このような方針を踏まえて原発輸出の支援の是非を検討することになると思う。それから②から④の技術上の問題、財政・資金調達上の問題、金融リスクの問題については、今後融資対象となる契約が締結されて、リトアニア政府から融資の要請がなされるのであれば、なされた後に日本政府として安全確認及び案件の審査過程において検討していくことになる。

MOF 河野：

私はJBICの政策全般について担当させて頂いているので、その観点から質問4と5について回答させて頂く。まず、財務省・JBICは原発建設の投融資の際に安全性、安全保障をどのように考慮されているかについて、原子力機材の輸出にJBIC等が公的信用を付与する場合における安全の確認については、JBICの依頼により、日本政府、具体的には経済産業省が行う旨手続きが定められている。JBICにおいてはこの原子力発電所に関する公的信用の付与に関しては、日本政府、経済産業省による安全確認が行われることが条件の一つであることが定められている。

質問5について原子力発電に関する投融資に関して、投融資をしない条件についてだが、これについては個々に判断するので一概に投融資執行条件について一律の基準を申し上げることは難しいが、一例を申し上げると、まず先ほど申し上げた日本政府による安全確認がなされていない場合、次に日本政府が当該国向けに原子力関連機器の輸出を国際条約等によって禁止している場合。次に、JBICが投融資を行うにあたっては設立根拠上、償還確実性がきちんと担保される事が要件となっているので、審査の結果、償還確実性が担保されないと判断された場合、つまり金融審査を行ってダメだった場合である。最後に、JBICで環境・社会配慮ガイドラインがあるが、こちらに基づいた適切な環境・社会配慮がなされていないことが判断された場合にも融資をしない。財務省としてもこれらを踏まえて、JBICにおいて適切な審査が行われることをきちんと担保していきたいと考えている。

オザロフスキー：

まず、これらのご回答はしっかりとリトアニアに持ち帰りたいと思う。喜ばしいことは、今の財務省・日本政府が現在リトアニアの原発輸出について審査を全く行っていないことなので、しっかりと伝えていきたい。なぜなら、あたかも日本政府のバックアップがあるかのように思わせるような間違っただけの情報を発信して、いかにも前に進ませるように言っている人がいるため、事実は違うとお伝えすることができるからだ。

リトアニアの国民投票に関して、もう少し情報をお伝えする。法的にどのような意味、拘束力があるのかだが、おっしゃる通り仮定の話として、これは確定ではないという意味では正しいが、この国民投票は国民が結論を出したことを意味していて、実際にまだ法制化はされていないが、リトアニアの法律に基づいて国民投票で決めたことを国会・政府が覆すことはできず、その意思を尊重した上で法律を作らなければならないと義務付けられている。技術的にはまだ法制化は進んでおらず、リトアニア政府や議

会がこれから実施していく点は正しい。おっしゃる通り、リトアニア政府から日本政府へ融資の要請が来ていないことは事実で、契約もまだ交わされていない。しかし、2012年の夏に日立が契約を結ぶ予定だったが、それはまだ結ばれていない。でも確かに言えることは、この夏、契約が結ばれようとしていたわけであるから、もしその契約が結ばれたとして日本政府が融資をすると決めたとして国民投票が行われていたら、日本政府が出すと決めた融資が戻ってこない状況もあり得た。日立がリトアニアに原発を輸出したいと言ったのは福島原発事故が起こった以降の事であって、ここを注目して頂きたい。つまり、日本国内では原発は売れないという判断の上、輸出に力を入れようという判断だったのではないか。弱い国を狙えば輸出できるという狙いだったのではないか。だから、これから日本政府は日本の原発を輸出したい会社からそういう依頼を受けた時には是非、その観点から考え、憂慮して頂きたい。やはりこういう輸出はその国に送られた時にはそれは日本の顔になってしまうため、原子力を押し付けることになり、日本としては原子力を輸出するのではなく違うものを輸出した方が良いイメージになるし、原子力はそういう意味でも悪く思われることを考慮して欲しい。

質問3で書かせて頂いたレイモンダス・クオンドスは国家銀行の総裁だが、リトアニアの中では非常に有名な経済学者で、この銀行（総裁）が国家とは独立して行った調査で、それについて触れさせて頂いた。この調査についてコメントが欲しいという要求はしないが、是非、この調査の内容について知って頂きたい。リトアニア語で書かれているが、これを日本語にして書かれていることを知って頂きたい。彼は原子力の専門家ではなく、原発をリトアニアに輸入して大事故が起きた場合にどうなるかなどを論じたものではなく、輸入した場合にリトアニアという小さな国が経済的にどのようなプレッシャーを受けるかの分析をしている。やはり非常に建設時間が長く、かかるお金が非常に大きく、融資額も大きいし、そして凍結してしまう資金が大きくて、建設が長期に渡ってかかる。そしてペイバック、つまりお金を全部返すまでには20年かかるので、これはリトアニアの経済に非常に負担がかかる、負担が大きすぎるという調査結果を出しているのでは是非知って頂きたい。

最後にお願いしたいのは、この様な融資の依頼が来たとき本当に慎重に経済的な面、経済的な評価をして頂きたい。それとまた社会的にどういう影響を及ぼすのか、環境にどういう影響を及ぼすのを評価して頂きたい。これは皆様のおっしゃる通り、ガイドラインに沿って調査することだが、それを慎重にして頂きたい。また、是非とも申し上げたいのは、大参事は起こりうることであって、そこを是非念頭に入れて頂きたい。私は経済の専門家ではない、専門は原子力のエンジニアのバックグラウンドである。今回の原子力安全に関する会議のために来日しているのである。是非申し上げたいのは、日本という国が経済的に大きな力を持っていて、それに関する責任は大きいと思うので、この様なものを検討する時に慎重にして頂きたい。世界に色々なエネルギーのプロジェクトに融資が必要とされている。沢山あるのに、それは必ず、日立とか三菱を応援することではなくて、再生可能エネルギーの融資をして頂きたい。

MOF 山岸：

国民投票がなされた上で今後の手続きについて教えて頂きありがたい。この点についてはリトアニア国内の民主的なプロセスに従って進められると思うので、それを尊重したい。経済面、金融面、環境面、

安全面を十分配慮しながら、要請がある場合、きちんと審査することになる。

渡辺：

FoE Japan は 3.11 以降、福島第一原発事故の被害の最小化をプロジェクトの目的に掲げて活動しており、原発輸出には反対の立場である。これは財務省というか、日本国の官僚の皆様にお伝えしたい。福島第一原発事故を国際的な観点から見ると、国内で非常に過小評価されていることは明らかであり、認識のギャップが非常に大きい。例を挙げるとチェルノブイリで長年にわたって研究されてきた方で今回 IAEA 閣僚会議への市民のカウンター会議に来て下さった元ゴルバチョフ大統領の科学顧問、ロシア化学アカデミーのアレクセイ・ヤブロコフ博士がはっきりとおっしゃったのは、日本政府の年 20 ミリシーベルトという避難基準が非常に高すぎるとのこと。チェルノブイリでは、年 1 ミリシーベルトでも様々な健康影響が見られているとおっしゃっていた。ただ、IAEA をはじめとする様々な国際機関はチェルノブイリでも過小評価してきた。そのやり方が現場で起きていることとかけ離れているという報告が現場の医師や研究者から様々な指摘されている。例えば最近、ウクライナ・ナショナル・レポートがウクライナ政府から出たが、チェルノブイリの健康被害が今でも続いているという内容。チェルノブイリの時、子どもだった人が大人になって子どもを産み、その子どもたちにまで健康被害が及んでいる。それはストレスの影響ではないというのは明らかであると。

チェルノブイリの影響も過小評価されている中、まして福島事故もきちんとモニタリングされていない。人々の内部被ばくの状況もきちんと測られていないし、汚染の状況もはっきりとしてない。モニタリングを行っているが、詳細なものは、まだまだこれからという状況である。現状把握すらできていない。今起きている事故すら収束できていると自信を持って言える人は多分いないと思う。実際少なくとも放射能が出続けているし、汚染の状況も続いているわけである。除染もあまり効果が出ていない状況の中で、まず、国内でこの事故をどのように収束させるか。そして、被害に遭われている方々への支援をどうするのか。健康影響に関しては、今後ますます明らかになってくるだろう。本当に今が勝負だと思う。今だったら健康被害を未然に防止できる可能性がある。早く皆さんの内部被ばくを検査して、それから対策を打つことができる。チェルノブイリの場合、4 年後から顕著に健康被害が現れてそれからようやく対策を打ったので、それによって救われた方もいるし、救えなかった方々もいる。国際機関とか日本政府の皆さん、研究者の皆さんを含め、福島原発事故やチェルノブイリの現場で起きていることを直視して頂きたい。

話が長くなったが、1 つはチェルノブイリの状況がきちんと共有されていないことと、もう一つは国連人権理事会特別報告者が 11 月に来日し、中間報告を出している。実際、そこに私が今ここで申し上げたことが書かれてある。日本政府の避難基準あるいは健康管理のやり方について、包括的に批判をしている。これは是非読んで頂きたい。原発輸出は最悪の人権侵害を輸出するものだと思う。日本政府が「革新的エネルギー・環境戦略」で、「諸外国が我が国の原子力技術を活用したいと希望する場合には、相手国の事情や意向を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有する技術を提供していく」としていても、財務省として原発輸出をさせないという砦になって頂きたい。様々な省庁の中で財務省がそういう役割を果たせると期待している。

審査に関しては、2008年11月に当時の近藤正道参議院議員の質問趣意書に対する回答で、現在の環境社会配慮ガイドラインでは、原子力の安全確保に関しては十分に対応できないため、政府がJBICに指針を作らせると回答されていたと思う。先ほどの説明では、経産省の安全確認と従来の環境社会配慮ガイドラインのことが触れられていなかった。もちろん私たちは原発輸出に関する指針ができ、それに沿っていれば輸出して良いという立場ではないが、今の答弁では、事故前よりも後退しているように聞こえてしまう。事故前の政府であっても、原発輸出に関してかなり慎重に進めようという姿勢だった。もし万が一「革新的エネルギー・環境戦略」の下、これからどんどん輸出するというのであれば、事故前よりも後退している状況になってしまう。事故後、議論自体がストップしていて、上手く引き継がれていないようだが、今どうなっているのか。

MOF 河野：

頂いた書類を参考にしたい。今、お話しにあった、JBICが作成する指針だが、前回は議論させて頂いたと思うが、近藤正道参議院議員の質問趣意書でプロジェクトの安全性確保についての情報をきちんと現地住民の方に情報公開すべきという指摘を受け、原発プロジェクトの安全性に関する情報が現地住民の方に適切に提供されているかどうかをJBICが確認するため、情報公開に関する指針を作成することが2008年に決まっている。もう4年経ってはいるが、引き続きJBICで検討している状況である。4年間で原発に関する議論が国内で色々あったが、我々とJBICもその推移を見ていた。従来よりも後退している状況という指摘を受けたが、引き続きJBICの方で検討している状況である。

渡辺：

従来よりも後退していないという回答を聞いて嬉しい。原発指針のスコープに関しては、NGOの方からもスコープをもっと広げるべきであるという意見書を2009年にメコン・ウォッチ、JACSES、原子力情報資料室、FoE Japanで出している。そこに原子力特有の安全審査が必要であることを訴えていた。スコープも含めてJBICと話し合っていこうとNGO側は思っていた。なので、情報公開に限らず、やはり、原子力特有の原発指針という認識が我々にはあったということをお伝えしたい。

村上：

先ほど、お答えの中で、革新的エネルギー環境戦略について説明があったが、戦略では国内では2030年までにフェーズアウトしていく。その一方、海外に対しては、日本の原子力の技術を活用したいという国があれば、相手国の事情を踏まえつつ世界最高水準の安全性を有する技術を提供していくと書かれているわけで、これは誰が何を言ってもダブルスタンダードで、現地の方が見ても明らかにダブルスタンダードであって、こういった政策があるというだけでは答えにならないと思う。これがダブルスタンダードであるという認識が私は必要であると思う。それで質問だが、先ほど原発の安全性の確認について、経産省が行い、その中で安全性を担保していくと言ったが、日本国内では、結局これまで原子力を推進する側と規制する側が経産省にあったことが大きな問題であった。それで新しく規制庁が出来たわけである。そういった状況の中で、経産省が安全性を確保するということが自体がダブルスタンダードではないか。国内では、国会事故調のレポートでも、規制側が虜になってしまう、これが今回の反省点であった。原発輸出に関して、経産省が安全確認することのロジックを理解できない。そこをお答え頂きたい。

MOF 河野：

安全確認について先ほど説明したが、これは従来からこういった形でやってきたもので、現状も変更はないと承知している。ご指摘の通り、新しく原子力規制委員会が出来、我々としては、国内的な体制変更もあったので、国内における安全確認の議論や取組み等々を踏まえた形で、輸出の際の安全確認も行われることが基本的に望ましいと思っている。こういった議論も基本的に原子力行政を所管する関係各所で適切に議論して頂きたいと思っている。具体的にどういった議論がなされているかについては、財務省としてこの場で言及することは、控えさせて頂きたい。

松本：

非常に実務的に伺いたい、JBIC が融資なり、投資する際に原子力の場合、経済産業省が安全審査を行うというは何に定められているか。教えて欲しい。

MOF 河野：

安全確認の手続き自体は経済産業省の方の内規で定められている。それをもって融資をするかどうかについては、JBIC の判断になる。

松本：

それは海外の原子力について経済産業省の内規で定められているということによろしいか。もしくは、海外かは関係なくそういう内規があるということか。

MOF 河野：

我が国の原子力資機材を海外に輸出する場合に限った取決めと承知。

松本：

それはまた別の所で議論したい。もう一つは財務省の姿勢としてこれは俗人的であるのは百も承知である。しかし、JBIC のガイドラインに原子力について扱うことをリードしたのは財務省であって、私はそれが良い意味で財務省であると言っている。今の村上さんの話も、渡辺さんの話もそういう姿勢であると思うので、ただ NGO として寝た子を起こしたくないので議論をしてこなかったグループが多いと思う。ガイドラインを一緒に作ろうと NGO と財務省は JBIC に言ってきたが、3.11 以降ガイドラインの存在すら否定した。ガイドラインをパスしたら、輸出して良いということになっちゃうのでその議論を NGO 側も拒絶というか、進めなかったことが事実。だから、このことで財務省を批判するのは全くルール違反であると思う。でも、ルール違反だと思っ一方で、やっぱり財務省はあの時に何らかの原子力に関するガイドラインが必要であるという立場に立っていたわけなので、もう少しこれまでのコミットを考えれば、経済産業省を説得して頂いたとも聞いているし、経緯を考えれば、手続きを整えるのであれば、しかるべき方法を取るべき。これまでのいきさつから行けば財務省が一定の役割を果たして欲しいと思う。

田辺：

経済規模の小さい国でもものすごい大きなプロジェクトを行うことは原発に限らず、例えばこの協議会でも議論したナムトゥン 2 もそうだと思うが、特に原発においては顕著でリトアニアについてもそうだしヨルダンについても同じような議論が行われている。つまり、あまりに経済規模に対して大き過ぎて、リスクが大きいという議論が行われている。JBIC の中で、原発に限らず、小さい経済規模の国に大きなプロジェクトをやる時に どのぐらいまで許容しているのか、どういう視点で何を見ているのかをご存知でしたら教えて頂きたい。

MOF 山岸 :

具体的にどの程度、国の経済規模とプロジェクトの規模とを衡量しているかはケースバイケースによって異なるし、私が知っている限りでは何か基準があることは把握していない。JBIC が両者のバランスをどのぐらい許容しているかについても私からはお答えできない。

田辺 :

例えば経済規模に対して大きなプロジェクトがあった場合に何を勘案しているのか、例えば利子の何パーセントがどうこうなど、そのような見方があるのかどうかをお聞きしたかった。

MOF 山岸 :

もちろん国に貸す場合は相手国の経済規模は見ていると承知している。この国についてはどれぐらいのリスクがあって、利息についてはどれぐらい、などということを見ていると聞いている。

オザロフスキー :

安全性についてコメントさせて頂きたい。先ほど申し上げたように私は nuclear engineer である。原子力産業に対しては、非常に警戒して見て頂きたい。数多くの場合は、これは本当の分析ではなく商業的な宣伝であり、本当の評価に基づいた発言ではない。チェルノブイリの原子力発電所もすべての政府の許認可を満たしていたのに、それでも事故が起きた。実際にチェルノブイリの事故が起きた時、IAEA の原子力についての基準はすべて満たしていた。福島第一原発事故も同じことが言える。これは反原発のキャンペーンらや一般の人たちが言っていることではなくて実際に起きたことなので、それをしっかりと見て頂きたい。つまり、様々な分析とか資料があるが、これは決して本当の安全性を担保するものではない。先日、福島県に行った。そこはチェルノブイリで起きていることと同じ状況であった。それは、この実態に対してどうやって対処したら良いかわからない状況が起きている。例えば除染の後の土はただ積み重なってそこに置いてあるとか、避難をどうしたら良いかわからない実態である。これは日本人や日本政府が馬鹿だからではなく、原子力が潜在的に持っている巨大な問題、事故が起こった時のものすごい規模の問題、そういうことがあるからどうやって手を付けたら良いかわからないということが起きる。だからぜひ、財務省としては今後、新たなチェルノブイリや新たな福島を生み出すことには手を貸して頂きたい。そういうプロジェクトがあれば、そういうことにならないよう行動して頂きたい。

**議題補足**

MOF 杉浦 :

議題2に戻ってセーフガードポリシーについて一点。NGO側との意見交換方法が十分でないということ。先ほど世銀東京事務所に問い合わせを行ったが、で、1月後半にコンサルテーションが日本に来る時に1~2時間程度予定しているとのことである。ここに世銀東京事務所の開さんがいらっしゃるの、どうい方法でやるのかということは開さんと調整をして頂きたいが、せつかくそのようなご意見があったので、良い意見交換の場にして頂ければと思う。今のところ1月28日、29日を予定しているとのこと。

MOF 清水 :

非常に有意義な意見交換をさせて頂いた。開発はいつも人のためになる話なのでやりがいはあると思っているが、難しい課題をご指摘頂き、ますます勉強させてもらいたい。非常に重要な仕事をやらせてもらっていると思っているので、引き続きよろしくお願ひしたい。